

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 (※) サイバー税理士連盟 代表植松省自  
職業(所属・勤務先) (担当:長谷川)  
住所 横浜市西区平沼1-3-17 宮方ビル701  
電話番号 045-290-9431

(※団体の場合は担当者名もご記入ください)

1

### ●該当箇所(どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください)

P. 26

第3 法整備

II 個人に付番する「番号」

1. 付番(1)

### ●意見内容

付番の対象となる個人に、「日本国内源泉所得を得る非居住者」を追加すべきである。

### ●理由(可能であれば、根拠となる資料等を添付してください)

非居住者たる個人が日本国内源泉所得に係る課税を不当に免れる可能性を排除するため。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 38-39

第3 法整備

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

10. 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認

(1) 「番号」に係る個人情報へのアクセス

●意見内容

「ア」において、マイ・ポータル上で「当該個人に開示を行なっても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報」についてのみ開示できることとされているが、原則としてすべての情報を開示することとし、不開示情報については、法令で具体的に限定列举すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」という当局の裁量に委ねられた基準は、開示の範囲が不当に狭められるおそれがあり、結果的に自己訂正権が制約されることになる。

例えば、税務分野において法定調書はすべて開示されるべきである。なぜなら、法定調書として収集された情報が開示されなければ、その情報に誤りがある場合（例えば、番号の誤記入等）、訂正請求が不可能になる。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 39

第3 法整備

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

10. 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認

(2) アクセス記録の確認

●意見内容

「イ」において、「除外事由を設ける」とこととされているが、アクセス記録はすべて確認できるようにすべきであり、除外事由を設けるべきではない。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

除外事由を設けることは、P. 17 (3) ③の最高裁判決が指摘する「管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること」かどうかを確認することができない。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 53

第3 法整備

X III 法人等に付番する番号

1. 付番

●意見内容

「(3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人」に「普通外国法人」も追加すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

個人への付番と同様、普通外国法人に対して強制的に付番しなければ、課税の公平性を欠くこととなる。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 19

第2 基本的な考え方

5. 番号制度の可能性と限界・留意点

(2) 番号制度の限界

●意見内容

番号制度の限界を補完・改善するには、「納税者権利憲章」の制定が必須である。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

番号制度が実効性を持つためには、税務当局と納税者の相互信頼関係が醸成される必要があり、そのためには、税務行政における適正手続の保障が必要であるため、「納税者権利憲章」の制定が必須となる。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 20、P. 23

第2 基本的な考え方

6. 番号制度の将来的な活用

7. 今後の進め方

（4）今後のスケジュール

●意見内容

番号制度の将来的な利用拡大及び民間サービス等での活用については、絶対反対である。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

番号制度の利用は社会保障分野と税務分野に限定すべきである。行政機関に番号制度が利用拡大されると、国家管理・監視社会となり、P. 15 で危惧された問題が発生する。

また、番号制度が民間で利用されると、際限のない個人情報の集積が行われることになり、個人情報の漏えい問題や個人情報の売買などの弊害が生じ、今回想定される番号制度導入の理念に反することになる。

番号制度が導入されている諸外国においても、民間利用の拡大に対しては歯止めの措置が講じられていることも参考にすべきである。

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P. 49

第3 法整備

X I 第三者機関

2. 権限・機能等

(2) 発見・調査した問題を解消する権限・機能

●意見内容

委員会の勧告に従わない行政機関及び地方公共団体に対しては、国会に報告する年次報告書においてその勧告の内容、行政機関等の名前を公表すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

委員会は、その活動内容を記載した年次報告書を作成し、国会に報告すべきである。その年次報告書には、勧告に従わない行政機関等を公表し、勧告の実効性を担保する必要がある。